

お知らせ

下京区役所

〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上る ☎371-7101

福 祉

◆平成28年度介護保険料通知書送付のお知らせ

○7月下旬までに、京都市介護保険の第1号被保険者（65歳以上）の方を対象に送付します。

○市内にお住まいの方で、年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給しておられる方は、介護保険料の徴収は年金からの引き落とし（特別徴収）になります（年度途中で65歳になられた方、市内に転入された方などを除く）。

○特別徴収に該当しない方は、通知書につづられている納付書で納めてください（既に口座振替を利用されている方は、通知書のみで納付書は添付されていません）。

便利な口座振替による納付もご検討ください。ご希望の方は、預貯金口座をお持ちの金融機関店舗またはゆうちょ銀行（郵便局）へお申し込みください。

☎ 福祉介護課介護保険担当（☎371-7228）

◆福祉医療費受給者証（子ども医療を除く）の更新を行います

○前年の所得などを基に8月からの受給資格の判定を行い、受給資格のある方には7月末に新しい受給者証を、資格を喪失された方には資格喪失通知書を送付します（判定に所得証明などの書類の提出が必要な場合があります。ひとり親家庭等医療については現況届の提出が必要です）。

○更新の際に所得超過などの理由により資格を喪失された方でも、所得の修正や世帯構成に変更があった場合、対象となることがありますので、その場合は再度申請してください。

○前年の所得により判定を行うため、前回、所得超過により資格を喪失された方でも対象となることがありますので、その場合は8月に申請してください（重度障害老人健康管理費については7月中に申請してください）。

☎ ひとり親家庭等医療・重度心身障害者医療・老人医療：福祉介護課（☎371-7216）
重度障害老人健康管理費：保険年金課（☎371-7254）

◆〈国民健康保険からのお知らせ〉
新しい高齢受給者証をお送りします

送付時期 7月中

対象 京都市国民健康保険に加入している70歳から74歳の方（昭和16年8月2日～昭和21年7月1日生まれの方）

その他注意事項 新しい高齢受給者証が届きましたら、記載内容に誤りがないか確認のうえ、8月1日からお使いください。また、有効期限が平成28年7月31日までの高齢受給者証は、8月1日以降は使用できません。保険年金課へお返しいただくか、ハサミで切るなどして処分してください。

高齢受給者証の負担割合が3割の方へ

世帯の平成27年中の収入が次の①または②のいずれかに当てはまる場合は、申請が認定されると負担割合（※）が1割または2割となります（申請した月の翌月から）。

※昭和19年4月1日以前生まれの方は1割
昭和19年4月2日以降生まれの方は2割

①70歳～74歳の国保加入者の収入の合計額が520万円未満（本人のみの場合は383万円未満）
②70歳～74歳の国保加入者と、国保から後期高齢者医療制度に移った方の収入の合計が520万円未満

☎ 保険年金課資格担当（☎371-7252）

◆〈国民年金からのお知らせ〉
障害基礎年金の所得状況届などのご提出を

対象 国民年金の障害基礎年金（年金証書の年金コードが「2650」または「6350」）の受給者

提出書類 日本年金機構から送付している「所得状況届」等（本年1月2日以降に市外から転入された方は、前住所地の所得証明書も必要）

提出期限 7月31日（日）（来所の場合は7月29日（金））までに保険年金課へ提出してください（提出がないと年金の支払いが差し止められる場合があります）。

☎ 保険年金課保険給付・年金担当（☎371-7254）

◆〈後期高齢者医療制度からのお知らせ〉
7月中旬に平成28年度の保険料額のお知らせをお送りします

平成28年度の市民税の決定を受け、保険料額が正式に決まります。

ア 4月から特別徴収（年金からの引き落とし）されている方には、平成28年度の保険料額と、平成28年10月、12月及び平成29年2月に特別徴収する保険料額をお知らせします。

イ ア以外の方（7月以降に保険料を納付いただく方）には、平成28年度の保険料額と、納付方法をお知らせします。①7月～平成29年3月が普通徴収（納付書による金融機関での納付または口座振替）となる場合、②7月～9月は普通徴収、10月以降は特別徴収となる場合、③4月、6月、8月は特別徴収、10月以降は普通徴収となる場合があります。

☎ 保険年金課資格担当（☎371-7252）

新しい後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお送りします

平成28年7月31日が有効期限の後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」）は8月以降使用できなくなります。

今年度からは、既に減額認定証が交付されている方で、8月以降も引き続き交付要件を満たしている方（保険証の負担割合が1割で、世帯全員が住民税非課税の方）には新しい減額認定証を郵送でお送りします。ただし、世帯に所得不明者がいる場合などは従来どおり交付申請を行っていただく必要があります。

7月中に新しい減額認定証が届かない場合には、保険年金課にお問い合わせください。

☎ 保険年金課保険給付・年金担当（☎371-7254）

保 健

◆胸部（結核・肺がん）検診、大腸がん検診のお知らせ

勤務先などで検診を受ける機会のない方を対象に、がん検診を行います。

日時・場所 7月21日（木）下京中学校
7月26日（火）下京涉成小学校
7月27日（水）七条中学校
8月1日（月）光徳小学校
いずれの日も午後1時30分～3時

検診内容・対象・費用（免除制度あり）

- ・結核検診 15歳以上の方 無料（65歳以上の方は感染症法により年1回の検診が義務付けられています）
- ・肺がん検診 40歳以上の方 無料（問診の結果、喀痰検査が必要な方は1,000円）
- ・大腸がん検診 40歳以上の方 300円（事前に京都予防医学センターに申込みが必要）

詳しくは、お問い合わせください。

☎ 健康づくり推進課成人保健・医療担当（☎371-7292）

相談（無料、秘密厳守）

場所 いずれも区役所1階相談室

◆弁護士による法律相談

日時 毎週水曜日（祝日を除く）
午後1時15分～3時45分

定員 先着7名
（正午より区役所1階で整理券配布）

相談時間 1人20分程度

☎ 地域力推進室まちづくり推進担当（☎371-7170）

◆行政書士による困りごと相談

日時 8月18日（木）午後2時～4時

☎ 京都府行政書士会第5支部（☎351-1200）
地域力推進室総務・防災担当（☎371-7163）

◆行政相談委員による行政相談

日時 7月25日（月）午後1時30分～3時

☎ 総務省京都行政評価事務所（☎802-1140）
地域力推進室まちづくり推進担当（☎371-7170）

イベント・講座

梅小路公園

〒600-8835 下京区観喜寺町56-3 ☎352-2500

※〈申込みはいずれも不要〉

◆①プレイパーク～みんなで一緒に遊ぼう～

日時 7月23日（土）、8月13日（土）
午前10時～午後3時

場所 梅小路公園 芝生広場

費用 無料

◆②庭園ガイドツアー～朱雀の庭といのちの森～

日時 7月23日（土）午後1時30分～2時30分

集合場所 梅小路公園 緑の館2階庭園入口

費用 200円（「朱雀の庭」「いのちの森」入園料）

◆③花と緑の相談

草花や樹木の育て方などの疑問に専門家がお答えします。

日時 毎週水曜日・土曜日
午前10時～正午、午後1時～4時

集合 梅小路公園 緑の館2階花と緑の相談所ブース

費用 無料

下京青少年活動センター（ユースサービス下京）

☎353-7750 Fax 353-7740
Eメール shimogyo@ys-kyoto.org

◆小学生向けダンス教室「Swish Kid's」

中学生になる前にダンスを体験してみませんか。初心者大歓迎です！

時間 毎週土曜日 午前11時～正午（5回土曜日がある月は1回休みとなります）

対象 市内に在住または通学している小学生

定員 15名

費用 月額4,500円（月4回）
（体験は1回500円、見学は無料）

申込み 電話、FAX、Eメールまたはセンター窓口にて先着順

下京図書館

〒600-8449 下京区新町通松原下る ☎351-8196

◆お楽しみ会

日時 7月23日（土）午前11時～

内容 絵本と工作の会

費用 無料 申込み 不要

◆テーマ別図書の展示と貸出し

7月・8月 「夏休み課題図書」

◆特別展示（エレベーター前ホール）

7月 修徳児童館作品展

8月 マナー向上月間

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 8月1日（月）午前10時～10時40分

場所 西大路小学校

下京老人福祉センター

〒600-8166 下京区花屋町通室町西入 ☎341-1730

◆介護予防講座「楽笑エクササイズ体操講座」

楽しく笑いながら一緒に体操をしませんか。肩こり・腰痛予防になります。

日時 7月26日（火）、8月9日（火）午前10時～11時

場所 センター和室

対象 市内在住60歳以上の方 費用 無料

申込み 不要（当日、直接会場へ）
（動きやすい服装で、タオルと水分補給用の水などを持参のうえご参加ください）